

○座間市就学援助要綱

(平成27年11月11日教育委員会告示第15号)

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26条）第19条の規定に基づき、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学が困難な児童又は生徒の保護者（同法第16条の保護者及び現に児童又は生徒を保護している者をいう。以下同じ。）に対する援助（以下「就学援助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 座間市内に住所を有し、及び座間市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者

イ 他市町村に住所を有し、区域外就学の承諾を得て座間市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者

ウ 座間市内に住所を有し、国または県が設置する小・中学校（中等教育学校を含む。）に在籍する児童生徒の保護者

エ その他教育長が特に必要と認めた児童生徒の保護者

(2) 次のア及びイのいずれかに該当する者

ア 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

イ 準要保護者 教育長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(準要保護認定基準)

第3条 前条第2号イに規定する準要保護者とは、就学援助の申請をする年度の前年分の生計を一にする世帯全員の所得金額（以下「前年所得金額」という。）が、生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める保護基準を用いた年間の算定基準額の1.3倍以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、保護者又は主たる生計維持者の所得がない又は著しく減少したことにより、前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でないと判断するときは、前年所得金額にかかわらず、当該世帯における申請時点の所得状況により適否を決定する。

(対象経費等)

第4条 就学援助の対象経費、当該対象経費ごとに定める対象者及び交付額については、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、他市町村等から別表に規定する対象経費について援助を受けているときは、対象経費を交付しないものとする。

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする者（要保護者を除く。以下「申請者」という。）は、就学援助申請書兼委任状（以下「申請書」という。）に前年所得金額を証明する書類、振込先の金融機関が確認できる書類及び次に掲げる書類のうち必要なものを添えて教育長に申請しなければならない。ただし、その年の1月1日現在座間市に住所を有し、生計を一にする世帯全員に係る課税資料について教育長が閲覧することを承諾するときは、前年所得金額を証明する書類の提出を要しない。

(1) 住居が借家の場合 賃貸借契約内容が確認できるもの

(2) 失業した場合 失業の事実が確認できるもの

(3) その他教育長が必要と認めるもの

2 教育長は、申請者が前項に規定する申請を行った際の不備について、教育長が確認等に努めたにもかかわらず、教育長の規定する日までの間に補正が行われなかった場合は、申請者が就学援助を受けることを辞退したとみなすものとする。

(決定及び通知)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を第3条に基づき審査し、及び就学援助の適否を決定し、並びに申請者及び在籍する学校の学校長（以下「学校長」という。）に対し通知するものとする。

2 要保護者の決定は、福祉事務所長からの生活保護の開始に関する報告に基づき行うものとする。

3 教育長は、審査に当たって必要と認められるときは、学校長に意見を求めることができる。

(委任)

第7条 前条第1項の規定により就学援助の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、申請書に記載した委任状をもって就学援助対象経費の受領及び返納の権限を学校長に委任するものとする。

(就学援助の期間)

第8条 準要保護者の就学援助の期間は、第5条の規定により申請した日の属する月の翌月（教育長が定める日までに申請した場合は、当該年度の4月1日）から当該年度の末日までとする。

2 要保護者の就学援助の期間は、第6条第2項に定める報告のあった開始日の属する月の初日（前年度より継続して要保護者である者については、4月1日）から当該年度の末日までとする。

(認定の変更)

第9条 認定者が準要保護者から要保護者に変更になるときにあつては、福祉事務所長からの生活保護の開始に関する報告の開始日の属する月の初日から要保護者として取り扱うものとする。

る。要保護者から準要保護者に変更になるときにあっては、福祉事務所長からの生活保護の廃止に関する報告の廃止日から準要保護者として取り扱うものとする。

2 前項の規定により要保護者から準要保護者に変更になるときにあっては、保護者は第5条に規定する申請を行うものとし、教育長は第6条に規定する決定及び通知を行うものとする。

(変更の届出)

第10条 認定者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

2 前項の規定により認定者から変更の届出が提出された場合、教育長は、就学援助の継続について再審査が必要と判断するときは、認定者に必要書類の提出を求め、第3条に規定する基準により再審査するものとする。

(異動の報告)

第11条 学校長は、認定者の保護する児童又は生徒が転出した場合、速やかに教育長に報告するものとする。

(申請の取消し及び援助の廃止)

第12条 教育長は、申請者又は認定者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、申請の取消し又はその該当するに至った日以降の就学援助を廃止することができる。

(1) 児童又は生徒の転出等により、第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 援助をする必要がなくなったと認められたとき。

(3) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。

(4) 就学援助対象経費をその本来の目的以外のことに使用したとき。

2 前項の規定により就学援助を廃止するときは、認定者及び学校長に通知するものとする。

3 第1項の規定により就学援助を廃止した場合において、既に交付した就学援助対象経費について全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実施細目)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この告示は公表の日から施行する。

2 当分の間、第3条第1項の生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める保護基準とあるのは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（生活保護法による保護の基準）の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生労働省告示第158号）とする。

別表（第4条関係）

対象経費	対象者		交付額
	要保護・準要保護の別	児童生徒の学年	
学用品費	準要保護	第1学年	補助基準額
学用品費・通学用品費	準要保護	第2学年以上	補助基準額
学校給食費	準要保護	全学年	実費とする。
新入学学用品費	準要保護	第1学年	補助基準額
修学旅行費	要保護及び準要保護	修学旅行実施学年	実費とする。ただし補助基準額を上限とする。
校外活動費（宿泊なし）	準要保護	全学年	補助基準額
校外活動費（宿泊あり）	準要保護	校外活動（宿泊あり）実施学年	実費とする。ただし補助基準額を上限とする。
体育実技用具費	準要保護	第1学年	実物交付とする。
医療費	要保護及び準要保護	全学年	実費とする。

備考

- 1 補助基準額とは、毎年度国が定める児童生徒1人当たりの予算単価とする。
- 2 医療費は、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療にかかった実費とする。